保育所の認可定員変更届出取扱要領

１　認可定員変更の届出事項

保育所の認可定員の設定については、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）（以下「規則」という。）第３７条第１項第２号の設置認可事項を適用し、建物の規模及び構造の変更事項として取扱うものとする。

２　公私立幼稚園と保育所の適正配置

「公私立幼稚園と保育所の適正配置等について」（昭和５１年１２月１５日付け大分県総務部長、福祉生活部長、教育委員会教育長連名通知）に基づき、公私立幼稚園と保育所の適正配置、幼児の入園入所についての地域的調整その他必要事項について、市町村及び市町村教育委員会並びに私立幼稚園設置者及び私立保育所設置者等の関係者と十分に協議すること。

なお、幼保連絡協議会等を設置している市町村にあっては、届出の際、その協議会の意見書を添付して提出すること。

３　届出を行う者

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）（以下「法」という。）の規定により、次の保育所を設置した者が届出を行うこと。

保育所の設置者	届出者	根拠法令
法第３５条第３項の届出を行った市町村	市町村長	規則第３７条第４項
法第３５条第４項の認可を受けた市町村以外の者	社会福祉法人理事長、財団法人理事長　など	規則第３７条第６項

４　届出を行う時期

認可定員を変更しようとする前までに届出を行うこと。

ただし、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。

５　届出の様式及び添付書類

要保育児童数の状況や保育所の適正配置等の確認を行う必要があることから、児童福祉法施行細則（昭和６２年大分県規則第２６号）第１１条第１項又は第３項に定める児童福祉施設変更届出書（第１３号様式又は第１５号様式（その１））によらず、次の様式及び添付書類により行うものとする。

届 出 者	届　　出　　書	添　　付　　書　　類
市町村長	保育所認可定員変更届出書（別紙様式１）	~~・対象児童数推移表（別紙様式３）~~ ・児童福祉施設（保育所）最低基準適合調書（別紙様式４）
市町村長以外の者	保育所認可定員変更届出書（別紙様式２）	

６　児童福祉施設（保育所）最低基準適合調書記入上の留意事項

（１）「１　定員等の状況」の「定員」欄は、届出書の新認可定員を記入すること。
（２）「１　定員等の状況」の「定員」欄は、認可定員変更予定年月日現在で保育の実施を行う児童数を各年齢ごとに見込みで記入し、「現員計」欄が「定員」欄と一致するようにすること。
（３）「４　最低基準面積適合の状況」の「乳児室とほふく室」の「最低基準面積」欄は、２歳未満児のうち、ほふくしない児童数に１．６５㎡を、ほふくする児童数に３．３㎡を乗じて算定した面積を記入すること。
　また、「保育室」の「最低基準面積」欄は、２歳以上児数に３．３㎡を乗じて算定した面積を記入すること。
（４）「４　最低基準面積適合の状況」の「遊戯室」の部屋面積は、２歳以上児数に応じて各「保育室」の部屋面積に按分することができる。

７　届出書の提出

　届出書の提出については、保育所から次の機関をそれぞれ経由し、経由機関については意見書を添付して、県こども未来課まで提出すること。

経　　由　　機　　関	経由時の添付書類
市町村保育所担当課	市町村長の意見書

附　則
　この要領は、平成１５年３月１日から施行する。
附　則
　この要領は、令和７年２月１日に一部改正する。